

高齢者のための 在宅福祉サービス

介護健康課 内線235・233
地域包括支援センター〔総合福祉センター1階〕
☎(91) 1171

扶桑町では、介護保険によるサービスのほか、次のような在宅福祉サービスを実施しています。また、地域包括支援センターでは、家庭介護や介護保険制度に関する相談、各種福祉サービスの利用に関する援助、福祉用具の紹介、在宅介護に関する電話や面接による相談、介護保険以外の在宅福祉サービスの利用のお手伝い等を行っています。介護健康課または、扶桑町社会福祉協議会地域包括支援センターへご相談ください。

①ひとり暮らし・ねたきりの高齢者等へのサービス

緊急通報システム装置の貸与

～急病や火災時、通報ができない方に～

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者またはおおむね70歳以上の高齢者のみの世帯等で、虚弱な方を対象に、急病や火災等の緊急時に消防署へ通報できる緊急通報システム装置等をお貸しします。

配食サービス

～食事を作ることが困難な方に～

日常生活に支障があり、食事を作ることが困難な、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯等に、夕食をお届けします。おかゆ食やきざみ食もできます。1食につき250円を町が負担します。

③その他の福祉サービス

宅老事業

～外へ出ておしゃべり等をする機会がほしい方に～

◆公共

要支援や要介護の状態ではないが、家庭に閉じこもりがちな高齢者を対象に、小学校区ごとに週1回集いの場所を開設し、ゲームや軽い体操、食事等を楽しみ過ごします。参加費は1回につき400円（昼食代等）です。

◆地区

地域住民が、自主的に地域公民館などで「地区サロン」を運営し、高齢者が集まって、身体を動かしたり、歌を歌ったり、ゲームや作品づくり等をして楽しむことができます。

参加については、地域に居住する高齢者が対象ですが、各地区サロンの取り決めによります。

タクシー料金の助成

～80歳以上の方、介護認定を受けている方に～

高齢者等がタクシーを利用する場合に、基本料金を助成します。あらかじめ介護健康課で「タクシー料金助成利用券」の交付を受けてください。対象者と交付枚数は次のとおりです。

- ① 満80歳以上の方または介護保険の要支援・要介護認定を受けている79歳以下の方：年間36枚（一定の条件を満たしている方は24枚を追加で受け取れます。詳細は利用券の裏表紙をご覧ください。）
- ② ①に該当する方のうち、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方：年間24枚

訪問理容サービス

～ねたきりで散髪に行けない方に～

介護保険の要介護認定において、要介護2～5と認定された方のうち、常時ねたきりの状態で、理容店に向くことが困難な方に、訪問理容サービスの利用券を年間6枚（2か月につき1枚分）交付します。

寝具洗濯乾燥サービス

～布団を干すことができず、お困りの方に～

家庭で寝具の洗濯や乾燥を行うことが困難な、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者またはおおむね70歳以上の高齢者のみの世帯などを対象に、月1回、寝具の洗濯乾燥サービスを実施します。

住宅改善費の助成

～自宅に手すりや段差解消等の改修が必要な方に～

当該年度（4月から6月の申請については前年度分）の町民税が16万円以下の世帯に属し、介護保険の要支援・要介護認定申請の結果、非該当と判定され、かつ運動器の機能低下が認められる方を対象に住宅改善の費用を助成します。助成額は、支給限度基準額（20万円）と実際にかかった住宅改善費を比較し、低い額の10分の9の額で1件18万円までです。

②家族への支援制度

徘徊高齢者家族支援サービス

～徘徊のみられる高齢者のご家族に～

徘徊のみられるおおむね65歳以上の認知症高齢者又は若年性認知症の方を対象に、所在不明になった場合速やかに場所を特定する発信器をお貸しします。利用料は月額537円です。

ねたきり等の高齢者の介護者に手当支給

～在宅で介護をしているご家族に～

介護保険の要介護認定において、要介護3～5と認定されたねたきりや認知症の状態にある高齢者を在宅で常時介護されている方に、月額5,000円を支給します。ただし、高齢者が施設に入所している場合は支給されません。

地域包括支援センターへご相談ください ☎(91)1171

◆介護予防マネジメント

介護予防が必要な方に対して、その方にあった介護予防プランの計画、作成、評価などを行います。

◆地域支援の総合窓口・相談窓口

高齢者に関する相談を受け、アドバイスや適切なサービスにつなげます。

◆権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を擁護し、成年後見制度の活用促進や関係機関と連携しながら、虐待の早期発見・防止を進めます。

◆ケアマネジメント支援

介護の知識を幅広く持った専門家で、ケアプランの作成やサービス事業者、医療機関などとの連絡調整などを行います。また、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう支援や指導を行い、質の高いサービスの提供に努めます。